

確定申告のお知らせ

確定申告は正しくお早めに！

問 平戸税務署 ☎0950・23・2131

○令和2年分所得税および復興特別所得税、贈与税

申告期限、納付期限は**3月15日(月)まで**

○個人事業者の消費税および地方消費税

申告期限、納付期限は**3月31日(水)まで**

【振替納税をご利用の人(振替日)】

○所得税および復興特別所得税…4月19日(月)

○個人事業者の消費税および地方消費税…4月23日(金)

※新規で振替納税をお申し込みの場合は、「預貯金口座振替
依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日までに提出

【場 所】平戸税務署1階・確定申告会場

【開設期間】2月16日(火)～3月15日(月)

【受付時間】午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)

※会場・駐車場は狭いので、お待たせする場合があります。

※申告相談の受付は**午後4時まで**です。

※来場する人は最小人数で来場し、感染防止のため筆記用具
等をご持参ください。

○会場への入場は、「**入場整理券**」が必要です。

各会場**で当日取得**または**LINEアプリ**で取得できます。

(当日配布の入場整理券)

入場時に日時が記載された入場整理券を提示してください。

(LINEアプリで取得した入場整理券)

日時を表示したLINE画面を提示してください。

オンライン事前発行はこちらから▼



※指定された入場時間内にご来場ください。

※状況に応じて後日の来場をお願いします。

確定申告書等作成コーナーをご利用ください

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、

パソコンの画面上で、所得税および復興特別所得税、個人の消
費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することが
できます。

作成したデータは、「e・Tax(国税電子申告・納税シ
ステム)」を利用して送信できるほか、印刷して税務署に郵送
等で提出することができます。

また、納付については、申告書等の送信後に、事前に税務署
に届出をした預貯金口座から納付可能な「ダイレクト納付」が
便利です(届出から利用可能まで1か月程度要します)。

【マイナンバーカードをお持ちの人】

「**マイナポータルAP**」をスマートフォンでインストールし、
マイナンバーカードを読み取ることで、スマートフォンま
たはタブレット端末による確定申告書のe・Tax送信が可
能です。

【マイナンバーカードをお持ちでない人】

ID(利用者識別番号)やパスワード(暗証番号)を用
いる「**ID・パスワード方式**」により、パソコン・スマー
トフォン・タブレット端末にて、e・Tax送信することで
確定申告書を提出することが可能です。

↳ID・パスワード方式とは

マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちで
ない人でもIDおよびパスワードを利用して申告できます。

「**ID・パスワード方式**」は**事前に税務署への申請が必要**です。
申請時は、運転免許証などの本人確認書類を持参してくだ
さい。(写しでも可)

○詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または添付が必要です！

①マイナンバーを
確認できるもの

- マイナンバー「通知カード」
- マイナンバーが印字されて
いる住民票の写しなど



②本人確認ができるもの

- 運転免許証
- パスポート
- 障害者手帳 など



マイナンバーカードを持参する場合は、1枚でマイナンバー確認と本人確認ができます

行政相談所

【問】総務課行政係 ☎内線3221
 福島支所 ☎内線602135
 鷹島支所 ☎内線60311

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。

次のおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】

2月10日（水）
 午前10時～午後4時

【場所】

市役所市民ホール

【行政相談委員（敬称略）】

川畑 喜久雄

☎0956-75-0724

森 三佐子

☎0956-75-0491

●福島会場

【日時】

2月9日（火）
 午前10時～午後2時

【場所】

福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】

徳田 芳朗

☎0955-47-2422

●鷹島会場

【日時】

2月4日（木）
 午前10時～正午

【場所】

鷹島支所

【行政相談委員（敬称略）】

有浦 良光

☎0955-48-3247

第21回長崎県障害者スポーツ大会参加者募集

【問】福祉事務所障害福祉係

☎内線198

障害のある人がスポーツ活動を通じ、社会参加を図ることを目的に開催されます。参加を希望される人は、問合せ先へお申込みください。

【競技種目】

陸上競技、水泳競技、卓球競技、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ユニカール（団体競技）、ボッチャ（団体競技）

【対象】

・令和3年4月1日現在、13歳以上で県内に居住する人
 ・身体障害者手帳の交付を受けた人

・療育手帳の交付を受けた人
 ・あるいはその取得の対象に準ずる障害のある人

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人、あるいはその取得の対象に準ずる障害のある人

【開催日】

5月30日（日）

【会場】

トランスコスモスタジアム長崎（諫早市）ほか

【申込期限】

2月15日（月）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、大会が中止となる場合があります。



ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・追加給付）の申請はお済みですか？

【問】子育て・こども課 こども未来係 ☎内線 167

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育てにおける負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請を受け付けています。

申請期限は、2月28日（日）です。

【支給対象者：給付額】

（基本給付）再支給を含む

次の①～③のいずれかに該当する方：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）※対象者に支給済み
- ②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（要申請）※所得限度額有。「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、遺族補償などが該当します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）※所得限度額有。

（追加給付）上記①・②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方：1世帯5万円

【申請方法】詳細については、市のホームページ等でお知らせしています。

【基本給付の再支給について】令和2年12月12日以降に、基本給付（②、③の条件に該当する方）の申請をされる方については、併せて申請を行うことができます。